

第1回新型インフルエンザ当対策青森県有識者会議における意見と県の考え方について

番号	項目	意見内容	県の考え方
1	実施体制	東日本大震災のように、被災自治体自体の機能がなくなったときは、どのような手立てを講じることとしているのか。	<p>特措法第38条において、「当該市町村長は新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、当該市町村の新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができ、また、要請を受けた知事は当該市町村の新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部を当該特定市町村長に代わって実施しなければならない。」とされています。</p> <p>また、県(市町村)の新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県(他の市町村)に対し、応援を求めることができる。」(同法第39条)など、他の地方公共団体による「代行」、「応援」、「事務の委託」(同法第40条)の措置が実施できることとなっています。</p> <p>□</p>
2	予防・まん延防止	資料2-2のP.22のうち「③特に必要がでた場合において定める施設」とは、具体的にどのようなことか。	<p>資料2-2の区分3に具体的に記載している、使用の制限等の措置の対象となる施設(大学等、劇場運動・遊戯施設、集会・展示施設、百貨店等)は1,000平方メートルを超えるものとなりますが、そのほかに、<u>区分3に具体的に記載している施設(同)で、建築物の床面積1000平方メートル以下のものであっても、新型インフルエンザ等緊急事態において、そのまん延を防止するため使用の制限等の措置の要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するものを、「③特に必要がでた場合において定める施設」としているところ</u>です。(特措法施行令第11条第1項第14号)</p>
3	医療	資料2-2のP.18の診断方法のところ、「臨床症状や検査キットによることとし、すべての疑い患者にPCR検査を行わない。」と記載されているが、通常検査キットで陽性判定となった場合に、PCR検査を実施することが多いと思うが、このような記載にしているのは何故か。	<p>PCR検査については、政府行動計画において、「必要と判断した場合に、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施する。」(P.57 (5)-2患者への対応等②)とされています。</p> <p>このことから、資料2-2の記載についても、同様の記載としています。なお、新型インフルエンザ等患者が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行うこととされています。(政府行動計画同)</p>

資料1
有識者会議(第2回)

第1回新型インフルエンザ当対策青森県有識者会議における意見と県の考え方について

番号	項目	意見内容	県の考え方
4	県民生活・地域経済の安定	<p>輸送の立場から、震災時の緊急物資輸送等については、(災害対策基本法上の)国の指定公共機関においては、知事と協定や契約、覚書等を交わしている。特措法第54条で、知事からの要請があれば緊急物資の輸送等を実施することになるが、今後、災害対策基本法上の取扱いと同様に新型インフルエンザ等対策においても、平時においてあらかじめ、指定公共機関と契約や協定等の文書で交わして実施することになるのか、あるいは発生時に法律上の要請のみで実施することになるのか、今後の予定や考えをお聞かせ願いたい。</p>	<p>特措法は、災害対策基本法や国民保護法とその制度や規定ぶりが類似している部分があります。災害発生時における知事の要請に基づく指定公共機関による緊急物資の輸送等についても、災害対策基本法等の中で同様に規定されていますが、その上で、さらに協定等を結んで、対策を講じております。</p> <p>このため、特措法上でも、(青森県行動計画作成後、)災害対策基本法等での取扱いと同様に、指定公共機関等とあらかじめ協定等を結んでいく必要があると、現時点では考えています。</p>
5	県民生活・地域経済の安定	<p>東日本大震災の際には、すべてのライフラインが崩壊した地域も発生したが、業務を行う上で一番困ったことが、燃料、ガソリンの確保が非常に難しく、車両の運行がまったく機能しない状況があった。</p> <p>特に、この際に燃料の確保というのが、全国的にも携行タンクも確保できないという状況があったため、新型インフルエンザ対策においても、是非そういった点も検討していただきたい。</p>	<p>新型インフルエンザの被害の対象としては、主として、人への健康被害が大きく、また、被害が国内全域、全世界的であるものと考えられており、地震災害時に発生する施設・設備等、社会インフラへの被害とは異なるところがありますが、人への健康被害の発生に伴い、生産・管理を担う事業者や輸送業務を担う事業者の業務継続の困難により燃料等の輸送・供給に困難を生ずることも考えられます。</p> <p>そのような事態をできるだけ最小とするため、特措法では、事業者、特に指定(地方)公共機関や特定接種の対象となる事業者(登録事業者)においては、発生時の措置に備え、それぞれ業務計画、業務継続計画の作成し、発生時には国や都道府県・市町村と協力して対策を進めていくこととしています。また、指定(地方)公共機関や登録事業者等における対策の事項については、国、都道府県、市町村のそれぞれの行動計画において定めることとなります。</p>
6	行動計画全般	<p>医療の立場から、強毒性の感染もさることながら、2009年の新型インフルエンザ(H1N1)自体、変異があつて重症化してくる。それでいて感染能力が高いものに対する対応というのが、押さえられていなければならないということだと思ふ。</p> <p>今回、行動計画を作るに当たっては、前回(2009年の新型インフルエンザ(H1N1)の青森県における対応の問題点を十分に反映した行動計画ができればいいと思う。</p>	<p>2009年の新型インフルエンザ(A/H1N1)への対策実施を通じて、実際の現場での運用等について、多くの知見や教訓等が得られました(対策等に関する検証結果については、「新型インフルエンザ(A/H1N1)対策に係る検証結果(青森県健康福祉部、平成22年10月)」として取りまとめられました。)。県においては、当時のサーベイランス、情報提供、予防・まん延防止、医療などにおいて課題のあった事項を含め、この検証結果を踏まえて、行動計画に反映させていきたいと考えています。また、国においても検証を踏まえて、政府行動計画を作成しているものです。</p> <p>なお、例として、サーベイランス、情報提供、医療などで課題のあった事項については、今回の行動計画において、別紙『新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時の対応と見直し後の対応について』のとおり反映させていくこととしています。</p>